

# 1 真の分権型社会の実現

## 1 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

### <現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

こうした中、令和元年10月に、地域間の財政力格差の拡大を理由に、再び法人事業税の一部が国税化され、これまで以上の規模で都道府県に配分する新たな措置が講じられた。こうした仕組みは、地方自治体が自らの権限と財源で地域の活性化を目指す地方分権の理念に逆行するものである。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行い、各々の個性や強みを発揮することが重要であり、地方自らが地域の課題解決に率先して取り組んでいくため、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保する必要がある。

そのためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税収の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと合わせ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方法人課税における税源の偏在是正措置のような都市の財源を狙い撃ち

する制度は、地方分権に反する不合理なものである。地方の真の自立を確立するため、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。

- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

## 2 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組に対する支援

（提案要求先 デジタル庁・総務省）  
（都所管局 デジタルサービス局・総務局・主税局）

- （1）「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- （2）情報システムの標準化・共通化に当たっては、各団体の意見を十分に集約し、取組を進めること。また、標準化対象範囲外となる業務については、技術的支援を強化すること。
- （3）ぴったりサービス及び申請管理システムによる行政手続のオンライン化の促進を図るため、導入実績及びBPR等を含めた事例の情報提供及び技術的支援を講じること。
- （4）「デジタル基盤改革支援基金」による財政支援に当たっては、団体ごとの取組に差が生じることがないように、対象事業に係る経費を全額補助とすること。
- （5）複数の団体で人材を共有する取組に対する支援等について、実施時期や対象となる条件を明らかにし、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。

### <現状・課題>

地方自治体においては、令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」に基づき、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

都が令和4年度に実施した区市町村に対するアンケート・ヒアリング（以下「アンケート等」という。）によると、計画に基づく取組を着実に推進するにあたり、今後のスケジュールの詳細など、より具体的な情報を求める意見があがっている。

特に、地方自治体の情報システムの標準化・共通化については、令和4年8月に制度所管府省庁より、各種標準仕様書が公表されたことを受け、一層、業務担当部門を含む全庁的な連携の下で取組を推進していくことが求められているところであるが、業務担当部門の主体的な取組につなげるために、制度所管府省庁からの個別の具体的な説明を求める意見もある。

こうした課題の解決に資するため、国としても情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図るべきである。

また、国は、この推進計画をうけて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に向け、住民記録、地方税、福祉など基幹系20システムに関する標準仕様を策定し、2025年度までに、原則全ての地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すとしている。

さらに、この標準仕様に基づく情報システムの利用を地方公共団体に義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を令和3年9月に施行し、令和3年11月からは、先行事業として、8市町の基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド利用の検証をはじめている。

この基幹業務等システムの標準化は、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、セキュリティ対策、情報システムに係るコスト削減等、住民サービスの向上と行政の効率化が期待されている一方で、令和4年5月に東京都が開催した「第3回東京都・区市町村CIOフォーラム」に参加した区市町村からは、自治体規模によって業務の複雑さは全く異なるため、こうした標準化に係る取組について、国が示す2025年までの対応に懸念を示す意見もある。国は各地方自治体の意見を十分に集約し、検討に活かすことで懸念を払しょくすべきである。

また、標準化に係る対応の中で、標準化対象範囲外となる業務については、現行業務フローの見直し等により、標準仕様書に対応することが求められている。一方、都道府県事務のうち事務処理の特例により区市町村に移譲している事務等については、複数の区市町村で共通して処理する事務であるにもかかわらず、国が示す標準仕様書に含まれないものもある。移譲された事務の現行業務フローと、標準仕様書の業務フローとの間に差異が生じる場合には、区市町村ごとに個別の対応が求められることになる。このため、こうした事務については、地域の実情を踏まえながら、相談窓口をさらに充実させるなど、技術的支援を強化するべきである。

また、現在、行政手続のオンライン化の促進に向けて、各地方自治体がぴったりにサービスでの電子申請等の拡充を図っており、令和4年度に申請管理システムの導入を検討している団体もある。今後、住民から申請されたデータをエンドユーザーでオンライン接続する地方自治体が増えていくことが想定されるが、受付業務としては紙での申請に加え、データでの申請となるため業務のBPRが必要となる。

現状の業務を行いながら、BPRを実行することは地方自治体にとって大きな負担となることから、国においては、全国の好事例の情報収集及び情報提供やデータ連携等に関する技術的支援を講じるべきである。

国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの活用に向けた標準準拠システムへの移行や申請管理システム導入に係る経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方自治体に対し、財政支援を行っているが、アンケート等によると、依然として多くの地方自治体から財政的な支援を求める意見があった。地方自治体におけるDXを推進するにあたり、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化は一体となって取り組む必要があることから、これらの経費については地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とするべきである。

また、区市町村においては、申請管理システムの導入に当たり、2025年度のガバメントクラウドへの移行との関係性が明らかにならない中で対応に懸念を示す意見もある。こうしたことから、本補助金のうち、自治体オンライン手続推進事業については、事業の実施期間が令和4年度までとなっているが、こうした実態を踏まえ、実施期間を延長し財源措置を継続するべきである。

加えて、ガバメントクラウドへの移行に当たっては、地方自治体の負担が生じることのないよう、必要な財源を措置するべきである。

こうした自治体DX推進計画に基づく取組を進めていくため、職員のデジタル人材が不足している地方公共団体においては、外部人材を活用することが必要となっている。しかし、昨今のデジタル人材に対するニーズの高まりに伴い、採用競争が発生し、特に小規模な地方自治体において、デジタル人材を十分に確保できない状況が発生している。地方自治体間の人材の取り合いを避け、人材確保に苦慮している地方自治体も外部人材を確保できるよう、複数の地方自治体での兼務や人材の共有化を促進する仕組みが求められている。

このような中で、令和4年9月に公表された「自治体DX推進計画【第2.0版】」において、外部デジタル人材確保のための方向性が策定され、国による支援策が示されたところであるが、実施時期や対象となる条件を明らかにし、地方自治体が活用しやすいものにするとともに、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を行うべきである。

#### < 具体的要望内容 >

- (1) 地方自治体が計画に沿って着実に取組を推進できるよう、情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図ること。
- (2) システムの標準化・共通化に当たっては、各地方自治体の意見を十分集約した上で、各地方自治体が利用しやすいシステムとするとともに、国費において随時機能の改善を行うこと。

標準化対象範囲外となる業務であっても、複数の地方自治体で共通する事務については、地域の実情を踏まえながら、相談窓口をさらに充実させるなど、技術的支援を強化すること。

(3) ぴったりサービス及び申請管理システムによるエンドトゥエンドのオンライン接続により、行政手続のオンライン化の促進を図るため、導入実績及びBPR等を含めた事例の情報提供及び技術的支援を講じること。

(4) 「デジタル基盤改革支援基金」による財政支援に当たっては、地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とすること。

また、事業の実施期間について、実態を踏まえ、実施期間を延長し財源措置を延長すること。

(5) 人材確保に苦慮している地方自治体も外部人材を確保できるよう、複数の地方自治体で人材を共有する取組に対する支援等について、実施時期や対象となる条件を明らかにし、地方自治体が活用しやすいものにするとともに、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。